



福岡医発第 2130 号 (地)
令和元年 11 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

復権令の公布について

今般、厚生労働省医政局総務課並びに医療経営支援課の連名にて、日本医師会及び福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて本会宛に周知依頼がありました。

本件は、新天皇の即位の礼が行われるに当たり、恩赦法の規定に基づく復権令が令和元年 10 月 22 日付で公布並びに施行されたことから、罰金に処せられたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止されている者に対して、政令で要件を定めて復権を行うというものであります。

本政令の対象者は、罰金刑の執行等から 3 年以上を経過し、他に禁錮以上の刑に処せられていないこと等の要件を全て満たす者となっております。また、「第 4 令の施行に伴う留意点」においては、「資格」とは、免許のみならず、許可、認可、認定、指定等も含まれることや、行政処分により、喪失又は停止している「資格」も含まれること等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

(地 283) (介 113)

令和元年10月30日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范 敏

江 澤 和 彦

復権令の公布について

今般、厚生労働省医政局総務課長並びに医療経営支援課の連名にて、各都道府県衛生主管部(局)宛に「復権令の公布について」の文書が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

今般、新天皇の即位の礼が行われるに当たり、恩赦法の規定に基づく復権令が令和元年10月22日付で公布並びに施行がなされました。本件は、復権令が即位の礼が行われるに当たり、罰金に処せられたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止されている者に対して、政令で要件を定めて復権を行うという趣旨であり、その留意点等について了知を依頼するものです。

復権令の対象者は罰金刑執行等から3年以上を経過し、他に禁錮以上の刑に処せられていないこと等の要件がございます。また、復権令に関連する医療法としては、本文書中の参考以下をご確認下さい。

つきましては、本件について、貴会管下関係機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 医指第1623号

令和元年11月7日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



復権令の公布について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導課医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

各医師会通知



事務連絡
令和元年10月23日

各

都	道	府	県
保	健	所	設
置	市		
特	別	区	

 衛生担当部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
医療経営支援課

復権令の公布について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新天皇の即位の礼が行われるに当たり、恩赦法（昭和22年法律第20号）第9条の規定に基づく復権令（令和元年政令第131号。以下「令」という。別添1参照）が、令和元年10月22日付で公布され、同日から施行されたところです。

令の本文、令の趣旨、内容及び施行に伴う留意点は下記のとおりですので、この内容について御了知の上、その円滑な施行に遺漏なきを期されますようお願いいたします。

記

第1 政令本文

「一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。」

第2 令の趣旨

即位の礼が行われるに当たり、罰金に処せられたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止されている者に対して、政令で要件を定めて復権を行うものである。

第3 令の内容

(1) 令の対象者

本政令の対象となる者は、

- ① 1個又は2個以上の裁判により罰金に処せられたこと
 - ② 処せられた罰金刑の全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年10月22日（以下「基準日」という。）の前日までに3年以上を経過したこと
 - ③ 他に禁錮以上の刑に処せられていないこと
- の要件を全て満たす者である。

(2) 令の効果

基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。

(3) 施行期日

公布の日から施行するものとする。

第4 令の施行に伴う留意点

令の趣旨及び内容は、第2及び第3のとおりであるが、下記留意点をご参照いただくとともに、弊局関係法令である医療法第28条、第29条及び第70条の4に基づく対応について、遺漏なきようお願いしたい。

- (1) 基準日以前の、罰金に基づく処分は、恩赦法（昭和22年法律第20号）第11条に基づき、効力に影響はないこと。
- (2) 「資格」とは、免許のみならず、許可、認可、認定、指定等も含まれること。
- (3) 行政処分により、喪失又は停止している「資格」も含まれること。また、基準日時点において、申請を受けていながら許可等の処分をまだしていないものや過去の罰金を理由に免許取消処分等の行政処分をしてい

ないものも対象であること。

(4) 「法令」とは、省令・告示などの大臣命令に基づくものも対象であること。

(5) 「罰金に処せられた者」とは、自然人のみならず法人も対象であること。

(参考)

○恩赦法(昭和22年法律第20号)

第11条 有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて変更されることはない。

○医療法(昭和23年法律第205号) (抄)

(管理者の変更命令)

第28条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、その開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。

(開設許可の取消等)

第29条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一～三 (略)

四 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2～7 (略)

(医療連携推進認定の欠格事由)

第70条の4 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。

一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ (略)

ロ この法律その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ハ・二 (略)

二・三（略）

○照会先

- ・医療法第 28 条、29 条関係

厚生労働省総務課企画法令係 北條

電話：03-5253-1111（4218）

メール：isei_soumu@mhlw.go.jp

- ・医療法第 70 条の 4 関係

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人係 岩田

電話：03-5253-1111（2676）

メール：iwata-suguru@mhlw.go.jp

◇復権令（政令第一三一号）（法務省）

- 1 一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年一〇月二二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復することとした。（本則関係）
- 2 この政令は、令和元年一〇月二二日から施行することとした。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 25 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

復権令の公布について

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新天皇の即位の礼が行われるに当たり、恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）第 9 条の規定に基づく復権令（令和元年政令第一三一号。以下「令」という。）が、令和元年 10 月 22 日付で公布され、同日から施行されたところです。

令の本文、趣旨、内容及び施行に伴う留意点は下記のとおりですので、内容について十分御了知いただくとともに、その円滑な施行に遺漏なきを期されますようお願いいたします。

記

第 1 政令本文

「一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。」

第 2 令の趣旨

即位の礼が行われるに当たり、罰金に処せられたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止されている者に対して、政令で要件を定めて復権

を行うものである。

第3 令の内容

(1) 令の対象者

本政令の対象となる者は

- ① 1個又は2個以上の裁判により罰金に処せられたこと
 - ② 処せられた罰金刑の全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに3年以上を経過したこと
 - ③ 他に禁錮以上の刑に処せられていないこと
- の要件を全て満たす者である。

(2) 令の効果

基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。

(3) 施行期日

公布の日から施行するものとする。

第4 令の施行に伴う留意点

令の趣旨及び内容は、第2及び第3のとおりであるが、下記留意点をご参照いただきたい。

- 1 基準日以前の、罰金に基づく処分は、恩赦法第11条に基づき、効力に影響はないこと。

恩赦法（抄）

第11条 有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によって変更されることはない。

- 2 「資格」とは、免許のみならず、許可、認可、認定、指定等も含まれること。
- 3 行政処分により、喪失又は停止している「資格」も含まれること。また、基準日時点において、申請を受けていながら許可等の処分をまだしていないものや過去の罰金を理由に免許取消処分等の行政処分をしていないものも

対象であること。

4 「法令」とは、省令・告示などの大臣命令に基づくものも対象であること。

5 「罰金に処せられた者」とは、自然人のみならず法人も対象であること。

第5 ご参考

令和元年10月18日付で、法務省ホームページに令の案文等が掲載されておりますので、詳細についてはこちらをご確認頂きますようお願い申し上げます。

http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo08_00006.html

【照会先】

厚生労働省老健局

総務課企画法令係 加藤

Tel:03-5253-1111（内線：3919）